エチオピア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セネガル
ブル	セディ	CFAフラン	CFAフラン	フラン	シリング	CFAフラン	フラン	クワチャ	フラン	ポンド	CFAフラン
499	92	13,000	13,000	200,000	2,200	13,000	30,400	200	3,800	355	13,000
125	23	3,000	3,000	50,000	550	3,000	7,600	50	1,000	89	3,000
333	62	8,000	8,000	133,000	1,450	8,000	20,300	133	2,500	236	8,000
83	15	2,000	2,000	33,000	350	2,000	5,100	33	600	59	2,000

タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン
シリング	ディナール	ナイラ	ナミビア・ドル	CFAフラン	CFAフラン	プラ	アリアリ	クワチャ	CFAフラン	ランド	ポンド
48,000	51	6,500	286	13,000	13,000	220	67,000	16,000	13,000	285	2,243
12,000	13	1,600	72	3,000	3,000	55	17,000	4,000	3,000	70	561
32,000	34	4,300	191	8,000	8,000	145	44,000	10,700	8,000	190	1,495
8,000	9	1,100	48	2,000	2,000	35	11,000	2,700	2,000	50	374

モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
ルピー	ウギア	メティカル	ディラム	ディナール	フラン
750	800	1,400	220	30	18,500
190	200	350	55	8	4,600
500	500	940	145	20	12,300
130	100	230	35	5	3,100

附　則

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

4　ジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。